

登録申請書提出の留意点

本申請書については、県からそのコピーをお渡ししませんので、提出前に、申請者ご自身でコピーをとり保存しておいてください。

なお、申請書の内容の一部は、登録審査後、障害者多数雇用企業等名簿として公開されますので、あらかじめご承知おきください。

1 記入上の留意点

- (1) 「業者統一番号」欄は、愛知県告示に基づく「あいち電子調達共同システム(物品等)」による競争入札参加資格審査申請を行った際に決められた8桁の番号を記入してください。
- (2) 「営業種目」欄は、競争入札参加資格審査申請を行った営業種目(中分類)の中から2分類を選定してください。
- (3) 「雇用状況」欄は、支店・営業所等がない場合は、合計欄のみ記入してください。
「雇用状況」の時点は、申請日の前月1日現在の状況で記入してください。
ただし、障害者支援施設等及びNPO法人は、申請書の3雇用状況のC欄以下は記入不要です。
- (4) 常用労働者(「B」、「C」欄に該当する者)の範囲
常用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。ただし、雇用保険上の「短時間労働被保険者」及び「高年齢継続被保険者」のうち「短時間労働被保険者」である者については、障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲には含まれません。
 - ア 雇用期間の定めのない労働者
 - イ 一定期間(1カ月、6カ月等)を定めて雇用される者であっても、その期間が反復更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められるもの
 - ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められるもの
- (5) 「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とします。「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級とされる方です。
- (6) 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第9条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。
- (7) 「重度知的障害者」とは知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障害者に該当することとなります。
 - ア 療養手帳で程度が「A」とされている者
 - イ 児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療養手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)とする判定書をもっている者

- ウ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）等
- (8) 「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。
- (9) 「D」、「E」、「F」欄は、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者であって、原則として、雇用保険の短時間労働者となる方で、少なくとも次の要件に該当することが必要です。
- ア 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。
- イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- (10) 「H」欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載してください。

2 提出書類の留意点

- (1) 本申請書は、出納事務局調達課に直接持参し、提出すること。
 なお、80円切手を貼付した長形3号封筒（郵便番号、住所、商号又は名称を記入）を添付すること。
- (2) NPO法人においては、(1)以外に次の書類を添付すること。
- ア SOHO就業者（障害者）との契約の状況を証する書類として
- ・ SOHO就業誓約書等
 - ・ SOHO登録（障害者対象）者名簿

<例>

氏名	住所	年齢	業務分野	備考

イ 特定非営利活動法人認証通知書（写し）

(3) その他

営業種目（中分類）の内容がわかるパンフレットや写真等を添付すること。

問合せ先

この申請書について、不明の点がありましたら下記へ問い合わせください。

愛知県産業労働部労政担当局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

電話 052 - 954 - 6367（ダイヤルイン）

就業促進課のホームページアドレス

<http://www.pref.aichi.jp/0000011720.html>

提出先

愛知県出納事務局調達課 本庁物品グループ（本庁舎正面玄関南）

名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2

電話 052 - 954 - 6645（ダイヤルイン）